

消食表第139号
平成27年3月30日

国税庁次長
農林水産省消費・安全局長
各〔都道府県知事〕 殿
〔保健所設置市長〕
〔特別区長〕

消費者庁次長

食品表示基準について

この度、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づく食品表示基準が、平成27年3月20日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、別添のとおり「食品表示基準について」を新たに定めましたので、食品表示基準の施行後は、食品の表示に関してはこれにより指導するとともに、関係部局や所管事業者団体等に周知していただくようお願いします。